

編輯部報情閣內

週報

第十六號

昭和二十年十二月八日

昭和二十年十月一日第三種郵便物認可
昭和二十年十一月八日發行
（毎週一回水曜日發行）

週報

昭和二十年十月一日第三種郵便物認可
昭和二十年十二月一日發行
（毎週一回水曜日發行）

第五十九號

（本書の大きさは國定規格A5判）

五錢

内閣官房選定

昭和 職員手帖



B7型 形量共ニ携帯至便
黒革表紙鉛筆附體裁優雅

定價四十錢

送料不要

東京市麹町區大手町
内閣印刷局發行
振替東京一九〇〇

週報

昭和二十年十二月一日印刷發行

編輯者 内閣情報部
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町

所 込 申	價 定
一ヶ年(前金)	五 錢
一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	二 圓 四 十 錢 (外國郵便に依る地 域は二圓四十錢) 要送料送
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(23)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一之三三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛賣店	

○神速南京に迫る (陸軍省新聞班)

○水路前線に通ず (海軍省海軍軍事普及部)

○司法保護事業制度化の急務 (司法部)

—(國際時事解説)—

○崩壊し行く國民政府 (外務省情報部)

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十號

戰 神速南京に迫る……………陸軍省新聞班……………(一)

(附)兵語の解説

況 水路前線に通ず……………海軍省海軍軍事普及部……………(二)

司法保護事業制度化の急務……………司法省……………(三)

(國際時事解説)

崩壊し行く國民政府……………外務省情報部……………(三)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(三〇)

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十號

戰 神速南京に迫る……………陸軍省新聞班……………(二)

(附) 兵語の解説

況 水路前線に通ず……………海軍省海軍軍事普及部……………(一)

司法保護事業制度化の急務……………司 法 省……………(一八)

(國際時事解説)

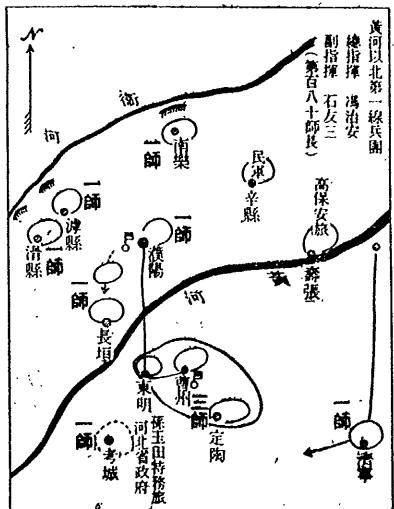
崩壊し行く國民政府……………外務省情報部……………(二三)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(三〇)

神速南京に迫る

陸軍省新聞班

第二十九軍配置要圖



商業は頗る活潑で移出入品の主なるもの次の通りである。
 移出品—棉花、大豆、豆類、花生油、落花生、落花生油、
 牛皮、羊毛、羊皮、麥稈、麻、家畜

山西省太原方面及平漢線彰德方面に於ては來るべき活躍を期してしばし鳴りをひそめ、征戰三箇月の戦塵を拂ひつゝ、勃々たる英氣を發つてゐる。
 津浦線方面に於ても我軍はすでに待望の黄河に達し將に山東省を呑まんとするの概を示してゐる。
 濟南に就て
 濟南は韓復榘が第三路軍總指揮、山東省政府主席として山東省に勢力を揮つてゐる中心地である。人口約三十四萬五千人を有してゐるが中でも商埠地の人口は日々増加し諸外國人の多くも此處に居住してゐる。これは支那人中富裕な者は革命動亂後極端な支那市街に居住するよりは寧ろ商埠地の安全である事を知つて續々移住する者が多くなつたに原因して居る。事變前途我が居留民は約二千人であつた。日本人經營の立派な病院もある。

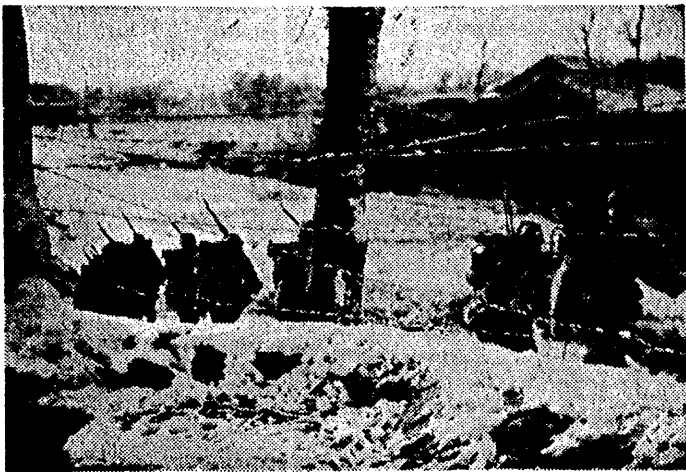
刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

週報最近發行掲載内容

- 第五十四號
 - 列強陸軍兵器の趨勢
 - 歩一步壓迫す
 - 戰機黄河に動く
 - 支那事變に關する聯盟會議と九國條約會議
 - 第五十五號
 - 軍艦隊
 - 城陞江南の天地を震撼す
 - 關北の堅陣を破く
 - 人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法
 - 赤化する新疆
 - 第五十六號
 - 時局と國民精神作興
 - 時局と防諜
 - 國債の郵便局賣出し
 - 朝鮮同胞の赤誠
 - 山西の大勢決す
 - 軍艦隊關北に臨く
 - 第五十七號
 - 杭州海軍製作廠に成功す
 - 上海の死命を制す
 - 今日の行刑
 - 昭和十二年推計人口
 - 支那事變と日貨排斥の風潮
- 第五十八號
 - 日獨伊の防共協定
 - 太湖以東を確保す
 - 上海附近掃蕩成る
 - 農山漁村の統後施設
 - 小運送業法及日本通運株式會社法に就て
 - 第五十九號
 - 滿洲國に於ける治外法權の撤廢及滿鐵附屬地行政權の移讓
 - 時局と農村の使命
 - 時局と産業
 - 大本營設置せらる
 - 黃浦江の水路閉く
 - 日獨伊防共協定記念國民大會に於ける近衛内閣總理大臣祝辭

本誌より轉載の場合には「週報」による旨を明記し且内閣情報部宛二部送付せられたし
 本誌の掲載事項に對する希望其の他報に關しての意見は進んで内閣情報部に申出られたし

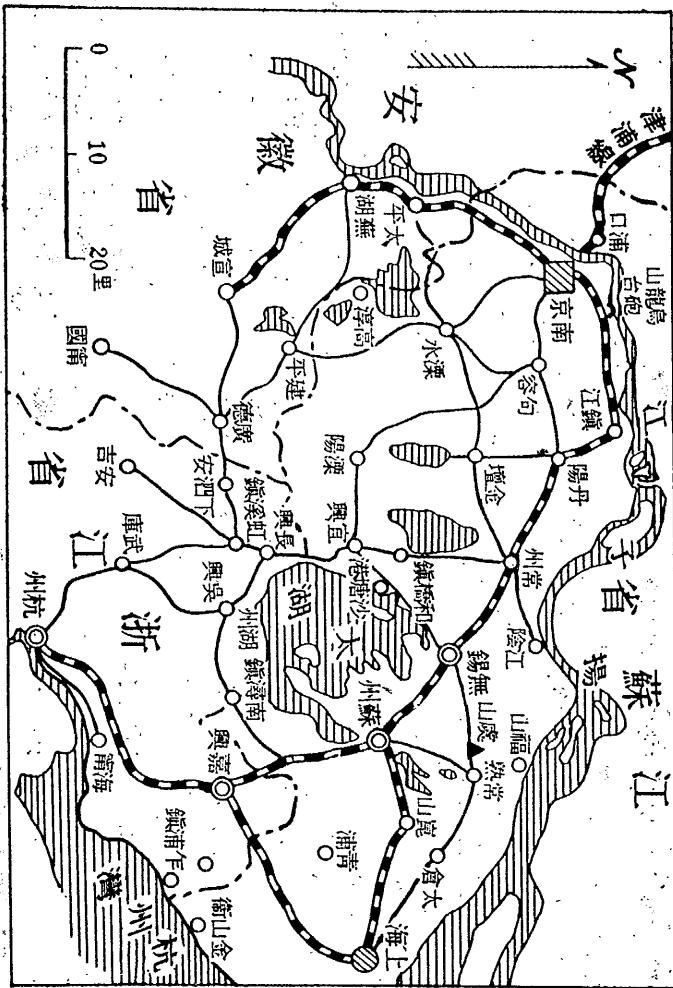


(線浦津) 營初の線前最

移入品—綿絲、金巾(赤目)、粗布、綾木綿、細織、天竺
木綿、砂糖、燐寸
右の内多くの移入品は皆青島を通して行はれてゐる。

二 長江南岸戦線

吳江—福山の吳福陳地の攻略に引き続き長江南岸に進展した戦線は、無錫江陰の線を結ぶ堅陣に殺到して一路南京を目指すに至つた。常熟を攻略後西方に向ひ追撃に移つた片桐、大野、野田、助川の各部隊は二十二日には無錫東方六軒東亭鎮を攻撃し無錫南方に迫り一方蘇州攻略後西北方に向ひ、追撃に移つた伊佐、脇坂、下枝の各部隊は京滬鐵道に沿ひ進撃し、其の先鋒花谷、安達、下枝の各部隊は二十三日無錫東南方六軒附近に達し同夜下枝部隊の壯烈な夜襲によつて遂に無錫東南端の敵の掩蓋壕に取付いて以來、我軍は砲工兵協同の下に圓匙と小銃とを兩手に使ひ分けつゝ、敵に肉薄、砲兵も敵の機銃座を風潰しに破壊して歩兵突撃の機を作つた。二十四日夜は壯烈なる肉弾戦により



城内に進入殘敵を掃蕩し二十五日朝完全に之を占據した。折柄昇る眞紅の旭日に日の丸燦然と映え、我が將士は四日間不眠不休の攻撃の疲勞も忘れて聲を限りに萬歳を三唱した。

二十五日午前八時安達部隊を先頭に花谷、片桐、助川各部隊は無錫に入城したが、野田、助川、大野各部隊は息つく間もなく午前十時無錫北方陳巷上に向ひ敵を急追し、二十六日夕には官庄、西商巷の線に、二十七日夕には京滬線に沿ひ常州方面に進撃、黃林鎮附近に達した。

續いて、一路南京方面に敵を急追し二十八日朝來常州の攻撃を開始した。常州城内に突入した大野、助川、野田、片桐、三國、今中等の各部隊は徹宵市街戦を演じつゝ頑強に抵抗する殘敵をちり押しに押し、二十九日黎明と共に一斉攻撃に移り、正午頃城内を完全に占據した。一部隊は三十日午後四時奔牛鎮に達した。更に敵を追撃して一日午前十一時呂城鎮(舟陽東

南十八軒附近に達し二日朝には丹陽東南六軒彭家庄附近に進出、同日午後より丹陽攻撃の火蓋を切つた。常熟北側より虞山を突破して西方に向ひ追撃した佐藤、高橋、永津の各部隊は二十六日百丈湖附近を通過し、二十七日夕には無錫北方八軒の楊巷上附近に達した。先に楊合營の敵を撃破して西進した騎兵部隊は一日後陸鎮附近に在つて巫山、香山、南庄の線にある敵と對峙中であつたが、二日午後香山を占據した。

常熟福山を連ねた陣地の中央突破に成功し敵を急追中であつた田代、兩角、倉林等の各部隊は二十七日夕には無錫北方約二十軒の長壽鎮及江陰南方青陽鎮附近に達し、三十日には胡家村(江陰縣南方三軒)司馬樓の線に進出、江陰要塞の包圍陣は漸次縮小され、遂に十二月一日江陰市街に突入した。二日午前十一時には江陰縣を完全に占據し續いて黃山要塞をも占據した。

又その一部は香山西北方地區の敵を掃蕩した。虜獲品として砲三十榴三門、二十加級二門、高射砲八門、

其他多數あつた。

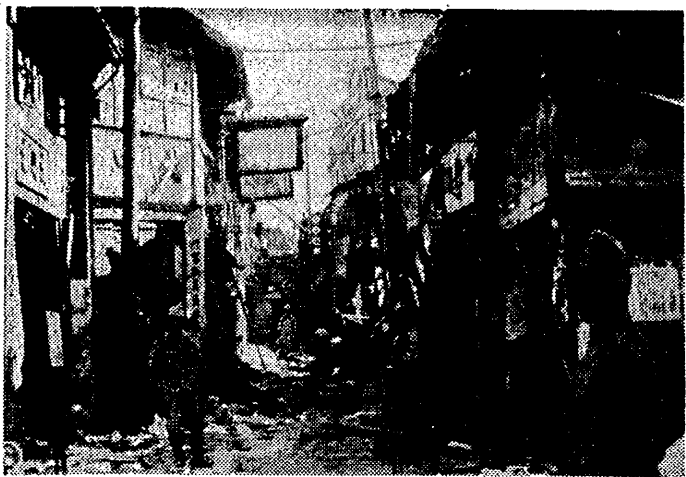
無錫より京滬鐵道南方地區を西進した部隊は、二日朝金壇城東方十軒黃塘鎮附近に達し、更に西方に敵を追撃し、同日午後金壇城を攻略、城頭高く日章旗を翻した。

江陰及無錫に就て

江陰は揚子江上海と南京との中間地點で揚子江の南岸にある小さな街であるが、附近に江陰砲臺があるので有名である。此の江陰砲臺は揚子江防備の第一關門としての要塞で清末兩江總督李鴻章が構築したものであるが、永年放置して居た結果使用に堪へず要塞としてあまり價値を發揮しなくなつたので、最近國民政府は積極的に本要塞を近代化し増強する事に努力した結果、昨年漸く近代砲臺に改築された。又江陰附近には國防工事として定山、花山等の高地線には多數のトーチカを有する陸正面に對する防禦陣地が出来てゐる。

砲臺の上流には水上よりの進撃を阻止するため多數の船とジャンクを沈め強固な封鎖設備を施してゐたが、占據と共に我軍により解除されることとなつた。

無錫は江陰の南方約三十軒、太湖に近い京滬鐵道上の一市街で江陰より稍大きい街である。人口約九萬、紡績等を



支那軍の掠奪で茶々々常熟市内



クルークを渡つて敵地深く入る

主とした工業都市であると共に米の大集散地で又交通の要衝である。市内には製絲、製粉等合計六十餘の工場があつて小上海の別名がある。

蘇州攻略後同地にあつた伊佐部隊に富士井部隊の一部は多数の民船により大舉太湖の波を懸して湖上を横斷、二十七日朝敵の虚を衝いて太湖西岸沙塘口南方附近に上陸し、二十八日朝早くも宜興北方二十五料和橋鎮及萬石橋を占據した。

三 湖南戦線

南潯鎮方面から水上機動戦を併用しつゝ、自動車道を西進した長野、山田、岡本の諸部隊は二十一日河西村(湖州東方十六料)の敵を攻撃し、之を追撃して八里店に於ては二十二日約二千の敵を捕捉殲滅した。

二十三日には後續部隊を以て前後莊六、皇村方面より長野、山田の各部隊は金蓋山の線に進出し湖州附近の敵を包圍攻撃し二十四日午後四時之を占據した。湖州附近の敵は主力を以て長興方向に、一部を以て西方

に退却した。湖州に於ては約五十個師分の米を我軍の手に收め得た。

湖州を屠つて長興に向ひ猛追撃を続ける長野、山田、岡本の各部隊は二十五日長興前面の吳山々頂に日章旗を懸へし、砲兵隊の猛撃と相俟つて二十六日拂曉攻撃に移り遂に長興を占據した。長興占據に依り太湖の北東南各岸は完全に我が占據する所となり、西岸に據つた敵も既に最後の要害も頼むに足らないのを知つて續々湖岸より西方に向け潰走中である。

長興に就て

長興は湖州と共に太湖西南岸の重要都市である。句容への幹線道路上の重要地點であり又南京及廣徳飛行場にも通し南京攻略戦に重大意義を有する敵の據點である。漸次敵を湖西地方に壓迫するに従ひ上海戦以來湖沼地帯になやまされた我軍も之から變つた山岳地帯の勝間に移らんとしてゐる。雲一つなき絶好の飛行日和にめぐまれた二十五日、常州、江陰、長興、宜興、丹陽等の上空には海陸空軍が翼を並べて亂舞し敵陣に巨弾をあびせ敵の心膽を寒からしめた。

長興占據の餘勢を驅つて宜興に向けて進撃した部隊は二十七日正午前拓林を占據し、一部は宜興に、一部は三州山脈に聳ゆる銅官山南方の谷間を縫ふて進撃、各部隊は二十八日宜興攻撃を開始しクルークを挟んで夜戦に入り工兵の決死的架橋を以て宜興南門に突入、午後十一時入城、之を完全に占據した。二十九日朝殘敵の掃蕩完了と共に、正午敵を追つて溧陽に向け攻撃前進に移つた。

宜興を占據した部隊は直ちに西方に向ひ敵を追撃し二日徐舍鎮に達した。別に長興西方の山間を縫つて西北上した一部隊は張渚鎮を経て一日午後三時、戴埠鎮(溧陽南方十四料)に達し、二日には既に溧陽西方八料の地點に進出した。長興より西進して泗安鎮を抜いた長野、山田兩部隊は二十七日進撃を續けて浙江省境を突破して安徽省に入り、正午過家祠堂附近に達した。二十九日午後より藤村部隊の砲撃と藤田部隊の果敢な協力の下に廣徳を猛攻し、夜間進撃を續行し同夜廣徳を占據し三十日朝更に敵を西方に急追、二日正午に

は廣徳西方約二十軒の河南店を攻撃し、一部は廣徳より西北方へ敵を追撃中である。

廣徳に就て

江蘇、浙江、安徽三省の要衝で守るに易く攻めるに難き地勢



食糧難海上に住那支那人に米販賣

である。由來兵家必勝の地とされてきた。南京政府はこれがため最近急遽京滬鐵道の宣城から同地まで支線を敷設したと云はれ、また一昨年来廣大な飛行場を設置して南昌と相對し支那空軍の重要根據地であつた。支那軍は戦局がこの方

面にまで擴大するものとは豫想せず、最近には更に廣徳の西方に軍事根據地を置き向方面の前敵總指揮部も置いてゐた有様であつたため、此の方面の敗戦は南京に對する脅威を一層大にしたものと云へる。

十一月二十一日我方より上海工部局に向け反日言論機關及出版物取締に關し要求を發したが工部局の勸告により五新聞發行を停止し各紙論調も逐次反日傾向減少しつゝあり、又二十八日午後三時共同租界南京路にある支那側の新聞檢閲機關の獲得を終り、今後は我方に於て隨時檢閲を實施するやう手配をした。支那の世界に對する逆宣傳デマの印刷所でありマイクロフォンであつた上海の報道機關も消えつゝある。

南京防衛は日増に堅く、長江は烏龍山砲臺附近にて封鎖を計畫し、南京衛戍司令唐生智は市内外人に避難を勸告し焦土抗日の痴語を大聲してゐるが、その語勢は單なる空元氣に過ぎないことが外國人にすら觀取されるに至つた。

兵語の解説

陸軍省新聞班

作戦 通常戰略單位以上の兵團の某期間に互る對敵行動の總括的名稱で、兵團の集中、規程、行軍、駐軍、戰鬥及此等に必要な交通及補給等を總稱する。國軍中其主目的若は副目的の遂行に充てられるに従つて主作戰、支作戰の別がある。例へば日露戰役に於て主作戰を滿洲に、支作戰を樺太及北韓に行つたのが其例である。

戰略、戰術 戰略と云ふのは兵團運用の方策のことである。即ち作戰を計畫し其實施を統裁し兵團行動の方向、目的、時機、場所等の關係を定むるものである。

戰術 と云ふのは軍隊の運用即ち駐軍、行軍及戰鬥實施の方術を謂ふのである。

右二者の範圍は互に相交错して其分界明確ならざる場合がある。兩者相俟つて以て用兵の妙を得るものである。

會戰 會戰と云ふのは決勝的效果を齎すところの大兵團の戰鬥及之が前後に於ける行動を總稱する。

戰鬥 戰鬥と云ふのは戰爭の目的を達する爲に採るところの直接の手段で、現に銃砲を使用して剛を交ふるを謂ふのである。

此の兩者は一般に交戦規模の大小に依り自ら區分せられるを通例とする。

統帥 大なる軍隊を統御して之を指揮運用することを謂ふ。又統帥術若は統帥機關をも意味する。

戰地 戰地といふのは戰爭の實施せらるゝ地域で、其範圍は政略及地理の關係、兩軍の作戰目的等によつて定まる。

作戰地 作戰地といふのは戰地の一部分のことで彼我兩軍の作戰する地域を謂ふのである。兩國軍中に數軍あつて各異なる地域に作戰するときは作戰地の數も亦之に應ずる。

例へば日露戰役終期に於ける日本の滿洲軍、樺太軍及北韓に在つた後備第二師團の各作戰地の如きものである。

戰場 戰場といふのは作戰地の一部で兩軍或は其一部の戰鬥動作を交へる地及び既に交へつゝある地を謂ふのである。

戰線 展開して戰鬥に従事する第一線歩兵部隊の線を謂ふのである。例へば師團より云へば各歩兵旅團は一の戰線を成し、旅團より云へば歩兵兩聯隊は一の戰線を成し、連隊より云へば前線、前線とは前方の線を意味し多くは第一線歩兵大隊より成る線を示す。而して特に最前方のものを區分して言ひ表はす必要あるときは最前線なる語を用ふ。

戰略要點 戰略要點といふのは戰線上の要衝を備へたる地點を謂ふのである。例へば都府(千八百七十、七十二年獨佛戰役に於ける巴里)、要塞(日露戰役に於ける旅順)、根據地(同上(陸軍省))或は大集中地(同上遼陽又は奉天等)である。

略略要線 戰略要線といふのは戰略上の要機を具備する線
で、通常作戦地を貫く廣大なる天然地境又は所要の軍事施
設を有する國境、或は要塞線等を謂ふのである。例へば日
露戰役に於ける鴨綠江、世界大戰に於ける佛國東方國境要
塞線の如きものである。

後方連絡線(背後連絡線) 野戦軍と策源(野戦軍が其背後に
有する生存上の資源地)との間に在つて野戦軍と後方との
連絡の爲軍事上の要求に應じ得る交通路(道路、鐵道、水
路)等を謂ふのである。

作戰計畫 戰略遂行方策に基いて一作戰を如何に指導すべき
やの策案を定め且之が遂行に必要な諸般の準備に關し其
大綱を企畫したるもので、作戰發起に先ち大本營(平時に
於ては參謀本部)、軍司令部等に於て作爲するものである。

外線作戰、内線作戰 外線作戰と謂ふのは作戰軍が敵軍に對
して包圍的若は挾撃的關係位置に在つて作戰するを謂ひ、
内線作戰と謂ふのは作戰軍が敵軍に對して被包圍的若は被
挾撃的關係位置に在つて作戰するを謂ふのである。

日露戰役第一期に於て露軍は遼陽を中心として内線に作戰
し、日本第一、第二、第四軍は遼陽を共同作戰目標として外
線に在つて作戰した。

決戰、持久戰 決戰と謂ふのは攻防何れを問はず飽くまで勝
敗を決せんとする戰闘を謂ふのである。

持久戰と謂ふのは決戰を避けて時間の餘裕を得或は敵を
欺騙する等の場合に於て行ふ戰闘を謂ふのである。

脅威、牽制 脅威と謂ふのは敵に苦痛を感じしむる様に脅す
を謂ふ。牽制と謂ふのは敵の欲せざる方面に其の戰闘力を
牽引するを謂ふのである。

機動 一般に交戦の前後又は交戦間に於ける軍隊の行ふ戰
略或戰術上の諸運動を謂ひ、特に戰場に於ける機動とは各
級指揮官が其戰闘目的達成の爲行ふ兵力の移動並部署變更
等の爲にする運動を謂ふのである。

分遣 展開を迅速ならしむる爲に行軍縱隊を分解して數個
の縱隊に分れて進むことを謂ふのである。

襲撃 攻撃に於て第一線部隊の收め得たる戰闘の成果を
擴大するを謂ふのである。
搜索及偵察 何れも狀況を明にせんとする手段なるも、通常
搜索は有無及變化の如何を知らんとし、偵察は現在するも
のを察にせんとするを謂ふのである兩者固より實行に於て
大差はない。
襲撃 在空中の飛行機から空中の敵に對する搜索行爲を謂
ふのである。
威力搜索 威力を用ひて敵情を暴露せしめ以て搜索の目的を
達する動作を謂ふのである。

水路前線に通ず

海軍省海軍軍事普及部

先般新に編成せられた支那方面艦隊は、聯合艦隊の
内地歸投後引續き全支沿岸の支那船舶航行遮斷を嚴密
に續行すると共に、陸軍作戰に協力し、上海附近の諸
水路を開闢して軍の推進を容易ならしめ、又其の航空
部隊は連日敵の據點及移動兵力に對し極めて果敢にし
て有效なる銃爆撃を加へ、更に遠く敵の軍事輸送線、
兵工廠及航空根據地を爆破し倍々戰果を擴大して居
る。今や敵の首都南京を指呼の間に望み、全軍將兵の
士氣益々旺盛なるものがある。

一 海軍航空部隊の活躍

十一月二十三日

一 上海方面
早朝から全力を擧げて陸軍作戰に協力し敵敗走

兵を攻撃した。

常州、丹陽、江陰方面の偵察攻撃
宜興、爆撃

二 北支方面

臨海線方面の軍事輸送施設を爆撃すると共に淮
陰兵舎を爆破した。

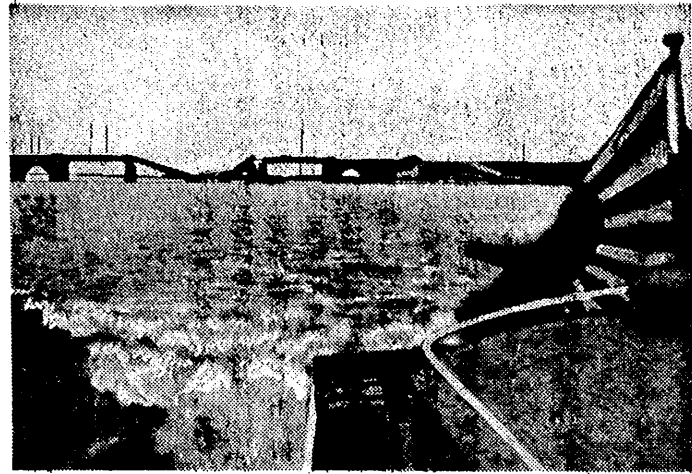
十一月二十四日

一 上海方面

大部を以て直接陸軍作戰に協力して陸軍正面の
敵を攻撃し、敵陣地及敵密集部隊に對し多大の損
害を與へた。

江陰、兵舎工場及附近軍用トラック群爆破
無錫、常州、丹陽方面 敵部隊攻撃

二 南京空襲



我軍のめつたさたれ陽陽の橋

大校場飛行場を爆撃して地上機數機を破壊し、尙敵機六機と戦闘を交へ其の三機を撃墜して、凱歌を奏した。

三 長沙空襲
長驅長沙を空襲して停車場、機關庫及軍需品倉庫等を爆撃した。

四 北支方面
徐州、徐州及海州方面を偵察攻撃した。又一部は洛陽飛行場を爆撃して地上機數機を爆破し且格納庫、兵舎等を破壊した。

五 南支方面
廣東省に於て虎門飛行場格納庫、廳舎、防空砲臺、官衙、天河飛行場、韶關飛行機工廠、英德附近敵軍用貨車を爆撃した。

十二月二十五日

一 上海方面

大部を以て陸軍追撃戦に協力し敗走兵に甚大なる打撃を加へたが、就中無錫、常州、宜興方面の敵大集團に潰滅的打撃を與へた。

二 南京空襲

大校場飛行場を爆撃、地上機を破壊した。空中に敵影なし。

三 北支方面

洛陽飛行場を強襲し地上機五機を破壊した外格納庫、倉庫數棟を爆破した。爆撃直前小型機數機離陸したが、交戦せずに逃走した。

四 南支方面

廣東附近の敵軍事輸送施設を爆破した。

十二月二十六日

一 上海方面

一部を以て陸軍作戦に協力し、寧國附近の軍用列車及自動車群を爆破して敵増援軍の來着を阻止した外、無錫、金壇、丹陽、常州方面に於て敵兵及要所を攻撃し又寧國、廣德間に於て移動中の敵大部隊を攻撃、大打撃を與へた。

二 南支方面

軍事輸送施設及從化飛行場を爆撃した。

十二月二十七日

一 上海方面

一部を以て軍の追撃戦に協力せしめ敗走する敵

に大損害を與ふると共に、大部を以て寧國方面の敵増援軍並に丹陽、鎮江方面の敵密集部隊を爆撃して大打撃を與へた。

無錫、常州、丹陽、金壇 敵敗走兵爆撃
寧國驛附近、鎮江 敵軍事輸送舟艇爆撃

二 南支方面

連江口驛及其の附近軍事輸送施設を爆破。

十二月二十八日

一 上海方面

鎮江、常州、廣德附近の敵部隊及其の據點を攻撃し多大の損害を與へた。

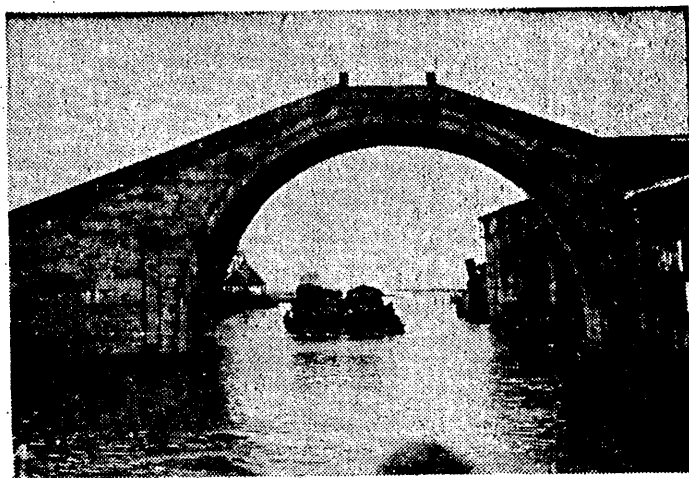
丹陽鎮江間 敵部隊攻撃
常州丹陽間 敵兵爆撃

廣德方面 敵陣地並に交通機關爆破

二 南支方面

廣東附近の軍事施設及軍事輸送機關を爆破した。

廣東 兵工廠、兵舎及白雲飛行場爆撃
晉江口(廣東北方粵漢鐵道沿線に在り) 軍事輸送施設爆破



躍活の隊重輻りよに開啓路水

横石(英德廣東間に在り) 附近軍事輸送施設爆

十一月二十九日

一 上海方面

大部を以て敵司令部所在地たる深水を攻撃、一部を以て陸軍作戦に協力した。

常州丹陽間 敵兵攻撃

深水 敵司令部爆撃

二 南支方面

英德驛及白泥驛(廣東北方二〇哩)の敵軍事輸送施設を爆撃した。

二 彼我飛行機の損害と我が戦死者

十一月中確實に撃破した敵機の数は四三機(内譯撃墜七機、爆破三六機)、此の間に於ける我が海軍機の損害は九機である。

尙支那事變勃發以來の異計は左表の通である。

△ 事變發生以來我が海軍の撃破せる支那飛行機數

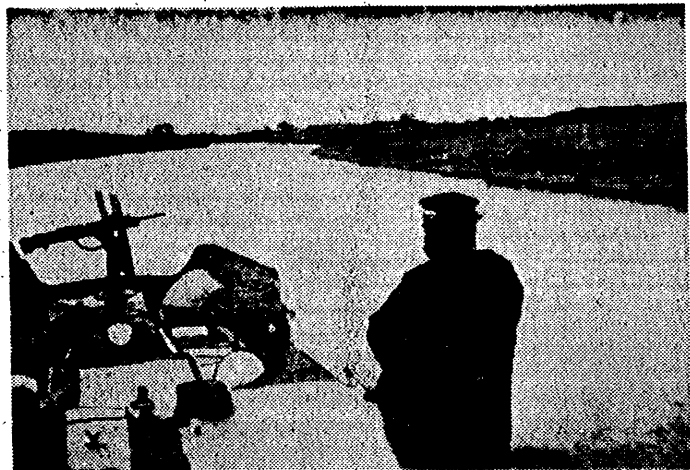
撃 墜 一九二 七 一九九

地上爆破 二二一 七 二二八
計 四〇三 一四 四一七
△ 事變發生以來我が海軍機の損害 六〇機
△ 事變發生以來我が海軍に於ける戦死者總數
(十二月一日正午迄に判明せるもの)

准士官以上 一一〇名
下士官兵 七一五名
合 計 八三五名

三 艦隊部隊の奮闘

(イ) 黄浦江上艦艇の活躍
先に黄浦江の水路を啓開すると共に附近江中の清掃を完了し、舟艇運輸を可能ならしめ多大の利便を収めつゝあつたが、其の後引續き沈船の一部を除去して水路の擴大を圖り、又航路標識を設置して輸送能力を増大した。
(ロ) 上海蘇州間の水路確保
黄浦江水路の啓開確保に續いて蘇州河の封鎖を破り、之が有效なる水路を切り開いた。其の經過は次の通である。



へ線前てし航遊を河州蘇

二十三日午前七時二十分第三艦隊旗艦出雲では古賀部隊長以下十四名の閉鎖開閉作業隊を派遣した。折柄の干潮時を利用して蘇州河第一の河橋ガードンブリッジを通過した。蘇州河は極端に曲折し到る處同じ河幅の水路があり、少しも油断は出来ない。指揮官は曲り角に來る度にサイレンを鳴らして下江して來る支那の避難民を満載した民船に警告する。黃渡鎮を航過した所に大きな石橋が落ちてゐる。船は完全に進めない。先づ此の爆破作業に取りかかり、附近で架橋作業をなすつゝあつた陸軍の工兵隊と協力して啓開作業を實施した。

沈舟、淺瀬、航行の障礙物には全部標識を立てながら午後四時過ぎ崑山に入泊した。

翌二十四日午前八時第二日目の蘇州遊航は續けられた。此處から蘇州まで殆んど直線水路である。幾つかの三角形の石橋を滑り我が海軍航空隊の爆撃によつて爆破された鐵橋の下を通り抜け、軍艦旗を飄爽と翻へした我が作業艇は水都蘇州に到着した。かくて上海から八十哩餘りを堂々廻航して立派に水路を開いたのである。此の水路開發によつて糧藥糧食



蘇州風景

の補給を圓滑にし、輜重隊を充分に活躍せしめることとなり、第一線將兵の活動に支障なからしめたる効果は甚大なものがある。

(二) 聯合艦隊歸還

支那事變勃發以來永野大將麾下の聯合艦隊は對支作戰に従事中の處、今次上海方面に於ける陸上作戰の一大進展を期とし其の所屬艦船は逐次一旦軍港に歸投し、所要の整備補給及人員の補充交代等諸般の準備を怠ぎ更に其の陣容を充實一新することとなつた。

先般新に編成せられた支那方面艦隊は依然當面の作戰を續行中である。

將士一同義に優渥なる勅諭を拜し恐懼感激し愈、今後の情勢に對應して出師の目的貫徹に邁進し以て、聖旨に副ひ奉らんことを期して居る。

四 南京情勢

ニューヨーク・タイムスの二十七日南京特電は斷末

魔に喘ぐ南京の慘狀を左の通報道して居る。

「武官を除く支那政府首腦達は既に全部漢口へ引揚げてしまつた。これは神速果敢なる日本軍の進撃の前のには支那軍の抵抗も長くは持ち堪へられないだらうと認めたことを物語るものだ。日々二千乃至三千の傷兵が前線から後送され南京市内はこれが爲大混亂を呈してゐるが、傷兵の殆んど大部分は砲撃或は爆彈の破片でやられたもので、機關銃弾を受けた者少なく小銃弾による負傷者に至つては皆無と云つていゝ有様で、傷兵達は口々に日本軍の砲弾、爆彈の物凄い破壊力を物語り日本軍の姿は全然見えないうのに砲彈の雨のみが降り注ぐので手も足も出ないとこぼしてゐる。常州、無錫、吳興等の病院から運び出されて來た重傷者達は下關停車場の待合所に放置され寒風と冷雨に曝され食糧も手當もなく續々と死亡して行く」と云ふ地獄繪を現出してゐるが、鎮靜劑の手當がない爲め彼等の呻き聲は數町先にも聞え、其の慘狀は全く目も當てられない。」

司法保護事業制度化の急務

司 法 省

現在の時局は國民に對し舉國一致の奉公を要求すること特に痛切である。

この舉國一致の要望に、國民としての使命を自覺した人々は、一貫、至誠奉公の精神を以て、銃後の護りを固くし、各自其の職責に勤しんで、銃後に後顧の憂なからんことを期してゐるのであるが、この時に當つて、なほ國法に悖つて刑辟に觸れ、國民社會の安寧福祉を害する者が尠くないことは慨嘆すべきことと謂はねばならぬ。而もこの犯罪の数が年を逐うて増大し、例へば大正十四年度の犯罪数を一〇〇とすれば、之に對して、昭和九年度は一七六に達するといふ増大振りを示して居るのであつて、このことはそれが國民の安寧福祉を害し、國運の進展を阻礙することの甚だし

きを思へば、邦家の爲實に深憂に堪へぬ所である。犯罪の發生を防止し犯罪なき明朗なる社會の實現に努むることは、殊に現今の如き非常時局に於ては、國家社會の幸福の爲に最も緊要なる仕事であると謂はねばならぬ。

犯罪現象の中に就き特に注目せらるべきは、再犯遞増の事實である。刑務所に收容せられ刑の執行を受けた者で、釋放後再び犯罪を犯した者の数は、これを昭和九年度について見ても、總数の五五%に達してゐる有様である。この事實は、折角國家が犯罪をこの社會から掃蕩し、明朗豁達なる平和の社會を創り出さんことを目的として、檢察、裁判、行刑の制度を設けた所謂國家刑政の理想に全く背馳するものであつて、犯罪防遏上、最も注目すべき現象と謂はねばならぬ。斯の如く、年々國民の福利を損傷しつゝある犯罪現

象の中、其の大半は再犯者の犯罪であるといふこの事實は、何よりも雄辯に再犯防止の必要を物語るものである。而もこの犯罪現象が年々遞増の趨勢を示し、例へば大正十四年の再犯数を一〇〇とするとき昭和九年度の再犯数は、實に二三五といふ驚くべき高率になつて居ることは、邦家民生の爲河に痛嘆憂慮に堪へない所であつて、愈、以て再犯防止の急務を痛感せしむる所以である。

二

然らば、何故斯やうに再犯者が多いかといふに、其の據つて来る理由は種々あるが、其の最も重大なる原因は釋放者の生活が安定しないことである。

一般に犯罪は下層的生活者の中に多いのであるが、殊に出獄後に於ては、釋放者といふ特殊の社會的地位の爲に、經濟的にも精神的にも、生活困難が加重するに至るので、それが原因で容易に再び罪を犯すの結果となる者が多い。これは釋放後六箇月以内に罪を犯す者が再犯者の約四三・二%を占め、六箇月以後一箇年以内に罪を犯す者が再犯者の約一五四%に上り、結局釋

放後一年以内に再び罪を犯す者の数が、實に再犯者の約六割に達してゐる事實に徴しても自ら明らかであらう。

三

果して然らば、再犯防遏の効果を擧げる爲には、釋放者をして斯かる特殊の生活困難に苦惱せしめない用意が肝要となるのであつて、即ち釋放者を何等の準備なくして社會生活の眞中に放り出すことを止め、之に適切なる指導誘掖を與へて之が生活を安定せしめ、社會生活に慣れしめ、かくして再び罪を犯すことならしむることが肝要である。

かかる處置は即ち所謂司法保護であるが、其の保護の具體的方法としては、一面に於て其の精神の教化に努むると共に、他面に於て技術の訓練、病弱者には加療養生を與へる等、常に之が保護をなしつゝ、性格の陶冶、意志の強化に努め、以て自力更生よく社會復帰をなすを得せしむべきである。

司法保護事業は、斯の如く釋放者の保護教化に依つて再犯防遏の刑事政策的任務を達成するのみならず

ず、更に進んで被保護者をして眞に日本人としての正しき生活を建設せしめ、進んで國家の爲忠良なる國民としての貢獻をなさしむべき重要な使命を帯びて居るのである。

斯くて司法保護事業は其の刑事政策的使命に於て、國民生活安定の一要素たるのみならず、延いては國民思想の自覺統一を促進するの意義を有つのであつて、司法保護事業の任務や眞に重大なりと謂はねばならぬ。

四

然るに、熟々我國現時の司法保護の状況を見るに、敘上の如き使命を充分に遂行して居るとは謂ひ得ない實情に在る。

周知の如く、本事業は最初所謂免囚保護事業として民間篤志家の手によつて始められたもので、爾來長年の間にこれら篤志家の慈善的精神に一任され、國家は之に對して若干の經濟的援助を與ふるの程度に止まつて居る。これら民間篤志家の經營する保護團體は熱意に於ては見るべきものもあるも、右事業運営に必要な

資金に乏しく、特に最近はその附金の激減、金利低下其の他の事情により甚だしく窮乏し、指導者に入妙く爲に物的にも人的にも施設極めて不完全にして、其の活動意の如くならず、保護の實績を擧げて被保護者の社會復歸を成就せしめると謂ふ程度に達しない場合が多い。従つて、斯くの如き保護團體の現状を以てしては、到底再犯増の情勢に拮抗するを得ないといふのが斯界の實情である。

五

保護の機構が右に述べた如く脆弱にして、國家刑政の要請に對應し得ない根本の原因は、之が民間篤志家の經營に一任されてゐる點に在る。之が補正の方策は、一に之を國家機關の指導統制の下に置くより外にない。保護の實務の全部を國家機關の手によつて行ふといふことは、保護對象の特質に鑑み決して策の得

たるものでなく、保護の事務の中には依然從來の如く、之を主として民間の特殊施設をして行はしむべきものがあるが、それら特殊施設をして保護教化の實績を眞に擧げしむる爲には、國家の機關の指導統制助成を必要とするのである。

既に國家は防犯對策の爲に、檢察(檢事局)、裁判(裁判所)、行刑(刑務所)については、之を國家機關の下に強力に遂行しつゝあるのに、これら刑政の三部門と並んで、刑政最後の要務をなす所の保護のみを獨り民間事業として放置することは、龍を畫いて睛を點せざるが如く、刑政九叙の功を一簣に虧くものと謂ふも過言でない。

國家は、この點に鑑みる所あり、殊に社會情勢の要請に應じて、特殊犯罪たる思想犯罪について再犯防止の實を擧げる爲に、曩に思想犯保護觀察法を制定し、昨年十一月より之を實施して居るのであるが、斯の如き保護事業の制度化は、獨り思想犯罪について必要であるだけでなく、一般犯罪についても同様の必要性

を有する。否、今日に於ては、既に思想犯保護に於てよりも、一般保護に於て一層其の制度化の緊要なるを見るのである。

殊に、思想犯保護觀察法が、實施後日本は淺きに拘らず、其の成績極めて良好、曾ての思想犯罪者をして今や忠良なる日本國民として國家社會の發達に貢獻するの態度を確せしめるに至つて居ることに鑑みれば、保護の制度化が如何に再犯防止上有效妥當なるものであるかを窺知するに足るであらう。

斯くして、一般保護の制度化が實現された曉に於ては、司法保護事業は面目を一新し、保護教化の實效は大いに擧り、再犯防止の要求を充して國民福祉の増進に寄與貢獻すること顯著なるのみならず、被保護者をして眞に忠良なる國民の道に復活せしめることが出来るであらう。況んや、本事業の制度化が究極に於て、國庫の負擔を軽減するの見透しを有することを思へば、保護事業の制度化が一日も速かに實現せられんことは識者と共に吾人の切望に堪へない所である。

崩壊し行く國民政府

外務省情報部

「勞水逸の計」といふ言葉が、支那に昔からある。一度だけ苦勞して、後はツツクリと安樂に暮さうといふ意味にもなるし、ある問題を根本的に解決して、もう再びそんな問題を起させないやうにするといふ時にも使はれる言葉だが、今日日本が支那に對してやつてゐる膺懲行爲は、正にこの後の意味を目標としてゐるのである。即ち、過去三十年來の排日運動、特に一九三一年以來極度に惡質となつた抗日運動の息の根をとめ、將來は支那民衆をして「抗日」の一語を聞いただけで身震ひするやうにしようといふのが、わが行動の目標である。無慈悲なやうに見えるが、實はこれが支那民衆の終局の幸福に寄與するものなのだ。草を刈るだけで、根を除くことを忘れた從來のやうな姑息な遣り方には、もう懲りごりした日本である。

その行動の根元にかうした念願を成めてゐる日本の聖戦は、果然天の佑けるところとなつた。わが軍は、文字通り「天討」遂行の神軍となつた。北支那に於いては、河北、察哈爾、綏遠、山西の四省が完全に肅清され、各地に自治政權が産まれた。河南にはまだ足を踏み入れたばかりだが、もうそこにも自治政府が出来た。「風を望む」といふが、さうした形勢がすでに生じてゐる。山東もアト一步である。韓復榘の態度はまだ判らぬが、恐らく十年來坐りつゞけた洞ヶ峠を北に向つて下りるのであるまいか？と思へるのである。南支那ではどうか？嘉定——南翔線が第一線、福山——蘇州——嘉興——乍浦の「ヒンデンプルグ線」又の名「ゼークト線」——共産軍討伐の名の下に、獨逸から來てゐたフォン・ゼークト將軍が、

心血を注いで構築した首都防衛線——が第二線だつたが、皇軍の前には物の數ではなく、松井司令官が外人記者團に對して「もうアト十日だよ。」といつたその期日通りに、嘉定——南翔線は破れて、大上海がわが掌握に歸し、それが全戦局に一大影響を及ぼして、流石のゼークト線もはや守り得ない状態となつた。さうしてこの線の一角である福山の陥落した十一月十六日、國民政府は最高首脳部會議を開いた結果、南京遷都の議を決したのである。即ち、(一)國民政府主席林森をはじめ、司法、立法、行政、考試、監察の五院は四川省重慶へ、(二)行政院各部中、外交、財政、内政の三部は漢口へ、(三)交通部、鐵道部は湖南省長沙へ、(四)實業、教育の二部は重慶へ、(五)大本營及び軍事機關だけは南京にとゞまる。重慶を臨時首都に、その他各機關分れ／＼に。そこで誰いふとなく「分散遷都」ともつと簡單にいへば、國民政府の「退散」である。團匪事件の時に清室が西安に蒙塵したのと、一九三二年に國民政府が洛陽に臨時に遷つたのとは、一寸趣の變つた遷都を我々は見ることが出来たので

ある。遷都の宣言に、「政府今回の遷都は既定方針を實行したに過ぎず、これに依つて中國の一貫せる抗戰方針には何等影響なきのみか、却つて長期抵抗の確乎たる決意を表明するものである。侵略者が一日その侵略的軍事行動を停止しなければ、中國の抗戰も亦一日停止されないであらう。抑、遷都はただちに南京拋棄を意味するものではなく、政府は舉國一致、領土主權擁護のため、最後まで奮闘することをこゝに誓ふ。およそ條約の神聖を尊重し公道を主張する列國、特に九國條約及び不戰條約國は、中國は平和を求め正に條約の尊嚴を保持せんがために、徹底的抗戰に終始しつゝある點を充分理解し、精神上、物質上の援助を中國に與へるとともに、侵略國に對する一切の援助を停止せられんことを切望する。中國の軍民は、須く切實に時局を認識し、政府の指導下にあくまで抗戰に努むべきである。最後の勝利は必ずや我に歸するるのである。」と言つてゐるが、それは「曳かれ者の小唄」に通じないのであつて、我等はたゞこれに依つて、中國國民

黨の一黨專制に依る「國民政府」が、奠都十週年を祝つた去る四月十八日からまる七ヶ月後に、終に寂滅した、その機微であると理解するだけのことである。それは新らしい「哀江南」の曲であらう。我々はその原文を一日も早く手にして、これに現はれた文學的表現を玩味したいと思ふだけである。

前置きが長くなつた。與へられた題目は「崩壊し行く國民政府」といふのである。かなり廣汎な課題であつて、今後の抗戦本據はどこにあるか？抗戦力があるかないか？武器、軍需の補給問題、各國の支援がどうなるか？財政は？經濟は？幣制は？等々の範圍に亙らなくてはならぬが、こゝには一々述べず、崩壊の第一歩の國民政府内に於いて抗日統一の擬装の下に集まつてゐる各政治的勢力が、どういふ離合集散を見せるであらうか？といふ點に就て、今集まつてゐる各般の情報を整理、展開して見ようと思ふのである。情報はきはめて區々であり、混沌として居り、統一がとれてゐない。ある一派の態度に關し正反對の情報はさへある。各政治的勢力を一枚づゝカードにし、そ

の任意の組み合せでさへ、實現の可能性がないとは斷言し得ないほどである。現在の情勢に於いて、先づ出来る限りの用意を以て、各派の動きを揣摩して見るだけのことである。

- (一) 蔣介石 プリュツヘルに直接援助を懇請したとかいふ報道もあつたが、眞偽頗る怪しい。彼の本音は、列國の調停に在る。英國の乗り出しは可能性が少いと見て、獨伊に繼る腹のやうである。蔣の特使蔣方震の伊太利訪問は、この意味に於いて注目される。蔣方震字は百里、もと梁啓超系の政客で、兵學の大家、蔣介石の師匠格の人である。
- (二) 青年將校 陳誠、胡宗南等を領袖とする青年將校層は、恐らく主戰論に終始するだらうと思はれる。
- (三) 孔祥熙 宋子文、宋美齡 孔祥熙は微弱ながら最初の主和論を發聲した男である。宋子文も亦リアリストであるから、主戰論に終始するとは思はれない。宋美齡は少しく趣きを異にし、尙相當

主戰論を唱へて蔣介石を牽制するだらうといふ氣がする。南京遷都の最大の原動力が彼女だつたといふ情報があるくらゐだから。

- (四) C.C.團 陳立夫、陳果夫兄弟を中心とするC.C.團の動向に關しては相反する二つの情報が入つてゐるが、主和的に動いて行く方に見る方に團屬をあげる。汪兆銘派、政學會、青幫と聯合し、一面陳誠、胡宗南一派の主戰論と對抗し、他面共產黨排撃に移るものと目される。最近の情報に依れば、C.C.團の機關誌「大時代」はソ聯對支援助の限界とその消極性を指摘し、民衆のソ聯依頼心に對して警告を發してゐるといふ。
- (五) 藍衣社 大體C.C.團と同じやうな態度を探るものと思はれる。
- (六) 青幫 黃金榮、張嘯林、杜月笙等が牛耳を執つてゐる團體であるが、就中杜月笙が最も活動してゐる。浙江財閥と密接な結びつきを持つてゐる。蘆溝橋事件の後、杜は浙江財閥の有力者とともに南京に行き、「輕舉妄動せぬ」といふ言質

を取つたこともあるくらゐで、今後勿論主和的に動くものと信ぜられる。今や彼は上海落ちをし、香港にゐると傳へられてゐるが、「闇の帝王」たる彼がその職場である上海を見限るわけはない。恐らく遠からず上海に歸つて來て、新情勢に適應するやうにその職場を調整するだらう。

- (七) 政學會 孫文在世當時廣東の非常國會内に蟠踞して、孫の政敵だつた政學會である。その首領が昨年暗殺された楊永泰、「當世の范增」といはれた智者だが、今その衣鉢を繼ぐ張群は、蔣の側近に於いて故楊永泰ほどの信任を得てゐるらしい。これも主和的に動くことは既定の事實で、多分汪兆銘派と最も緊密に握手し、會つては相容れなかつたC.C.團とも提携するに至るであらう。
- (八) 知日派 吳鼎昌とか張公權とかの連中で、一面浙江財閥乃至北洋財閥であるが、知日派といふその本領通り、張群等の政學會の外廓として同一態度に出るだらう。吳鼎昌は支那第一の大新聞

「大公報」の社長だ。

(九) 汪兆銘 事變以來最も苦しい境涯に落ちてゐるのが汪兆銘一派で、褚民誼、曾仲鳴、高宗武等の要人、一時は皆生命の安全をさへ危惧されたものである。然し實は存命してゐて、たゞ監禁されてゐた程度らしい。然し一時この派の持つてゐた勢力は、當然非常に衰へてゐる。だが伸縮性に富む汪のことであるが、政學會に附和しつつ、その思ふところを進めて行くくわむのことはやるだらう。尙、この派の陳公博が、蔣派の蔣方震と同じく獨伊の間に遊説してゐたことは、讀者の記憶に新たなるところであらう。

(一〇) 何應欽 最も注目すべき存在は何應欽である。事變前支那の準備不足を率直に指摘し、對日抗戦尙早論を唱へた彼。西安事件に際し敢然張學良討伐論を唱へ、宋美齡、宋子文等と對抗した彼。軍界に於ける経歴からいつて蔣に次ぐ彼の動向は當然注目されねばならぬ。蔣の信任が厚いといふのは表面で、實は蔣に忌まれてゐるのである。

から、彼の今後の動きはどうしても世の注意を惹くのである。最近の情報に據れば、彼と廣西派の李宗仁との往來が漸く頻繁を極めてゐるさうである。この説の眞偽はとにかく、局面收拾の有力なる候補者の一人であることは疑ひない。

(一一) 孫科 聯ソ派といはれてゐる。元來は廣東人であるから、恐らく同地に歸つて尙當分抗戦論を唱へることであらう。

(一二) 馮玉祥 聯ソ容共派の彼は勿論抗戦を叫びつゞけるであらうが、兵力もなく、事變直後日本で豫想せられてゐたよりも一層その政治的地位の低下を來してゐると云はれる。

(一三) 白崇禧と李宗仁 廣西派の首領として胸に一物を藏しつつ、南京に乗り込んだ彼は、始終舉世注目的となつてゐる。「支那の消生氏卿」として、豊臣秀吉ならぬ蔣介石の畏怖するところとなつてゐた彼。果然南京入り後の彼の政治的地位は、日一日と高まつて來たやうである。最近の情報はこの事實を異口同音に傳へて居り、中には白

の聲望すでに蔣介石を壓し、彼が當年の蔣の地位になり、蔣介石が往時の汪兆銘の地位に顛落したといふ者すらある。然し彼がどう動くかに就いては、二つの相反する觀測がある。一は共產派と結ぶといふ説であり、二は李宗仁の動く通りに動くといふ説であるが、後の説に歩がある。畢竟彼は李宗仁の特派員であるからだ。そうして李の態度は何應欽と關聯して前述した通りであるとすれば、彼も亦終には主和的に動くのではあるまいか。いづれにせよ何應欽と相対んで局面收拾の最有力候補者であることは争はれない。

(一四) 陳濟棠 曾つて廣東の最高首領であり蔣介石に逐はれて外遊してゐた陳濟棠が、最近歸國して活動中との情報がある。廣東を中心とするその策動は、恐らく先づ李宗仁に依附することであらう。

(一五) 人民戰線派 郭沫若、章乃器等が今日では

代表者である。口舌の雄の集團であるから、宣傳方面では重視せねばならぬが、局面收拾には有力でない。齒牙に掛けるに足らぬ。

(一六) 共產黨 (一) 蔣介石に致されぬやうに用心を重ね、(二) 長期抗戦に導き、(三) 民衆組織に全力を注ぎ、(四) その有する武器たる共產軍の實力保存に留意しつつ、(五) 敗戦顯著の場合は奥地——例へば漢口——に赤色政府を樹立し、(六) それをも支持し得ない状態になれば、陝西北部の舊根據地に引揚げる。これが共產黨のプログラムのやうである。南京遷都宣言後の現段階に於ては、主として白崇禧利用に力を注いでゐるやうに見える。白とシツカリ結び、否應なしに蔣介石を引きずつて行かうといふところであらう。

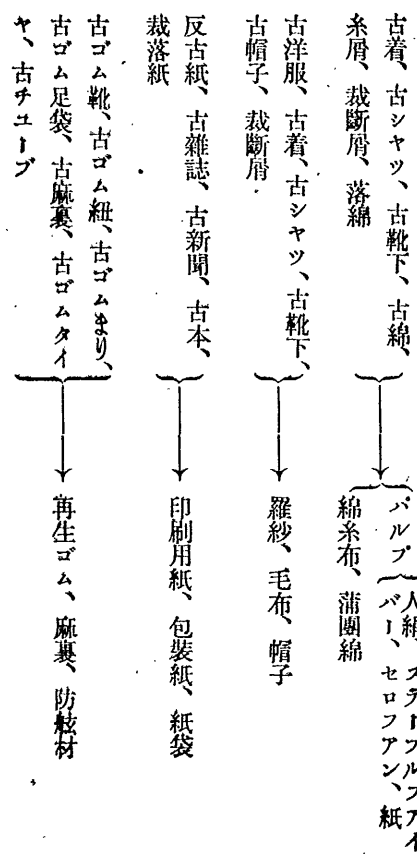
彼上の十六枚が、南京といふカード・テーブルの上には撤かれてゐる。どんな組合せになるかは、勿論豫斷の限りではない。

く如のくかは品廢

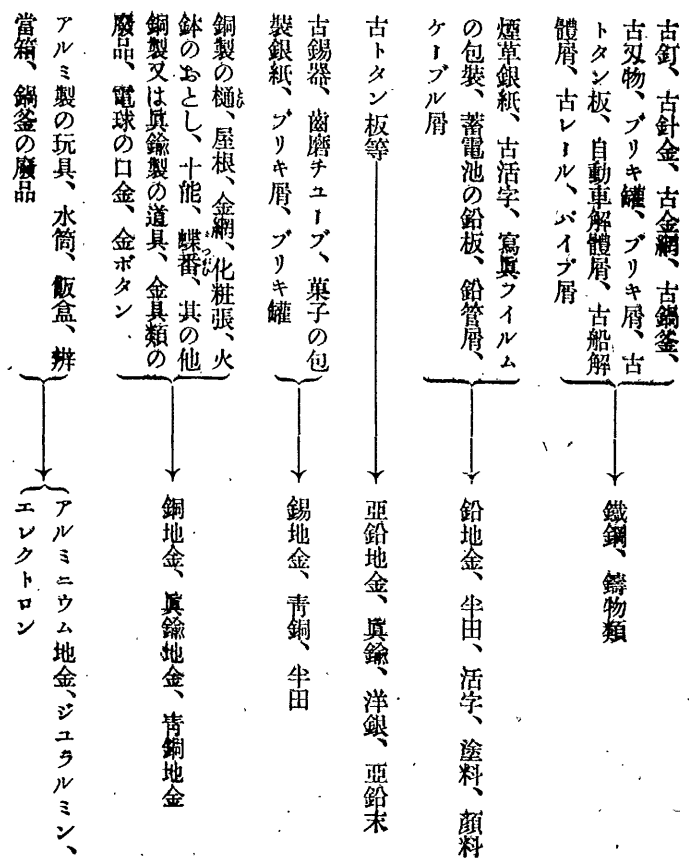
愛せよ資源！
生かせよ廢品！

商工省

上欄に掲げた廢品を集めて、工場で再生加工をするか改造
をすると下欄に掲げたやうな大切な資源が出来上ります



る變れ生に物な派立



最近公布の法令

内閣官房總務課

- 稅務署官制中改正ノ件** (十一月十日公布) 新居濱市(愛媛縣)を置かれたに伴つて、廣島稅務監督局管内新居稅務署の管轄區域に改正を加へたものである。
- 海軍省官制中改正ノ件** (十一月十日公布) 海軍省事務の増加に伴つて同省職員の定員を増加し、之と兼に行はれた行政整理(昭和六年發給)に依る減員と相殺して定員改正を行つたものである。
- 關東州臨時資金調整令** (十一月十日公布) 臨時資金調整法制定の趣旨(第五十三條一項及二項)に鑑み、關東州及南洋群島に於ける資金調整に關しても臨時資金調整法に依ることとしたものであつて、關東州にありては其の施行の期日は滿洲國駐劄特命全權大使之を定め、南洋群島にありては公布の日より施行され、共に支那事變終了後一年内に廢止されること定められてゐる。
- 戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件** (十一月十日公布) 陸軍大臣又は海軍大臣は戰時又は事變に際し軍事輸送上必要なる場合は、軍需品の輸送に關する優先扱其の他の特別處理に付て小運送業法第四條の規定に依る命令(主務大臣公益上必要ありと認むる場合運賃料金其の他の取扱條件の變更、設備共同使用の協定、其の他事業の實施及改善等に關し爲す命令)を爲すことが出来ることとしたもので、此の命令を爲す場合は緊急なる場合の外陸軍大臣又は海軍大臣は鐵道大臣に協議することになつてゐる。
- 昭和十一年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インターナショナル」ニ對スル協定ヘノ伊太利國ノ參加ニ關スル議定書** (十一月十日公布) 客年十一月日獨逸國間に共產「インターナショナル」に對する防衛に關し所謂防共協定が締結せられたが、今回之に伊太利國が參加することとなつて、之に關して締結せられたもので、十一月六日「ローマ」に於て日伊獨の三國代表者の署名調印を了して即日實施せられた。之に依つて英の日獨防共協定は日伊獨三國の防共協定となつた。
- 陸軍補充令中改正ノ件** (十一月十日公布) 陸軍軍醫學校令、陸軍軍醫隊備員令の制定、陸軍士官學校令の改正其の他從來の經驗等に鑑み改正を加へたもので、憲兵科、航空兵科現役將校、現役の憲兵科下士官及憲兵上等兵等の補充、戰時又は事變の際に於ける將校以下、豫後備役見習士官の特別補充等に關し相當廣範圍の改正が加へられてゐる。

毎木曜日發行

國際經濟週報

定價二十五錢

「同盟」の世界的通信網による經濟雜誌!

豐富新鮮なる内外政治經濟資料、統計類を満載!

同盟を繼承 新年度鑑

時事年鑑

實際の萬年標準 四八
 知源の備中 六四
 職泉の書 倍餘

昭和十一年 實價
 定價 金貳圓五十錢
 送料 市12地33海外62

【十二月二日號内容一覽】

世界金物市場の反動

金物ブームの崩壊と反動の跋行性
 鋼鐵基調は稍や軟化
 錫 國際協定の統制及ばず
 鉛 自由競争下の亂高下
 滿獨借款成立と日滿獨貿易
 昨年の日滿プロックの國際收支
 興業債券二億五千萬圓發行の意義
 英米通商協定への展望(ビッドウエル)
 滿洲産業公司を再吟味する

東京市東區橋本八丁目九番 同盟通信社
 電話 東京五三二(57) 東京五八〇〇

露光量違いにより重複撮影

最近公布の法令

内閣官房總務課

○**稅務署官制中改正ノ件**（十一月十九日公布）
賀居濱市（愛媛縣）を置かれたに伴つて、廣島稅務監督局管内新居稅務署の管轄區域に改正を加へたものである。

○**海軍省官制中改正ノ件**（十一月十九日公布）
海軍省事務の増加に伴つて同省職員を增加し、之と兼に行はれた行政整理（昭和六年及七年）に依る職員と相殺して定員改正を行つたものである。

○**關東州臨時資金調整令**（十一月十九日公布）
臨時資金調整法制定の趣旨（昭和十五年四月）に鑑み、關東州及南洋群島に於ける資金調整に關しても臨時資金調整法に依ることとしたものであつて、關東州にありては其の施行の期日は滿洲國駐留特命全權大使を定め、南洋群島にありては公布の日より施行され、共に支那半島終了後二年以内に廢止されることと定められてゐる。

○**戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件**（十一月十九日公布）
陸軍大臣又は海軍大臣は戰時又は事變に際し軍事輸送上必要なる場合は、軍需品の輸送に關する優先扱其の他の特別處理に付て小運送業法第四條の規定に依る命令（主務大臣公益上必要ありと認むる場合運賃料金其の他の取

○**昭和一十一年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インターナショナル」ニ對スル協定ヘノ伊太利國ノ參加ニ關スル議定書**（十一月十六日公布）
客年十一月日獨逸國間に共產「インターナショナル」に對する防衛に關し所謂防共協定が締結せられたが、今回之に伊太利國が參加することとなつて、之に關して締結せられたもので、十一月六日「ローマ」に於て日伊獨の三國代表者の署名調印を了して即日實施せられた。之に依つて獨逸の日獨防共協定は日伊獨三國の防共協定となつた。

○**陸軍補充令中改正ノ件**（十一月十九日公布）
陸軍省兵隊補充令、陸軍軍醫隊補充令の制定、陸軍士官學校令の改正其の他従来の經驗等に鑑み改正を加へたもので、憲兵科、航空兵科現役將校、現役の憲兵科下士官及憲兵上等兵等の補充、戰時又は事變の際に於ける將校以下、豫後備役見習士官の特別補充等に關し相當範圍の改正が加へられてゐる。

○**接條條の變更、設備共同使用の協定、其の他事業の實施及改善等に關し爲す命令**を爲すことが出来ることとしたもので、此の命令を爲す場合は緊急なる場合の外陸軍大臣又は海軍大臣は鐵道大臣に協議することになつてゐる。

毎木曜日發行

國際經濟週報

定價二十五錢

同盟に繼承
更新し年鑑

時事年鑑

實際の萬年標
知識の必科
識源の全鑑
の備全
の書中!!
版頁

昭和十三年版
定價
金貳圓五十錢
送料 市12地33海外62

「同盟」の世界的
通信網による經濟
雜誌!

豊富新鮮なる内外
政治經濟資料、統
計類を満載!

〔十二月二日號内容一斑〕

世界金物市場の反動

金物ブームの崩壊と反動の跋行性
鋼鐵 基調は稍や軟化
銅 アメリカの反動に支配さる
錫 國際協定の統制及ばず
亞鉛 需給關係は良好
鉛 自由競争下の亂高下

滿獨借款成立と日滿獨貿易
昨年の日滿プロックの國際收支
興業債券二億五千萬圓發行の意義
英米通商協定への展望（ビッドウエル）
滿洲産業公司を再吟味する

東京座銀 市橋八 區九
電話銀 一五三一(57) 番一
東京座銀 市橋八 區九
電話銀 一五三一(57) 番一

露光量違いにより重複撮影

編輯部報情閣内

週報

號一十六第

日五十月二十年二十和昭

- 列國と放送事業 (遞信省)
- 南京の攻圍成る (陸軍省新聞班)
- 空襲全支を掩ふ (海軍省海軍軍事普及部)
- 割増金附貯蓄債券の賣出し (大藏省)
- (國際時事解説)—
- 西班牙問題の終局と英獨、英佛會談の内容 (外務省情報部)

昭和十二年十月一日第一種郵便物認可
昭和十二年十月八日發行
昭和十二年十月十五日發行

五錢

週

報

昭和十二年十月一日第一種郵便物認可
昭和十二年十月八日發行
昭和十二年十月十五日發行

(毎週一回水曜日發行) 第六十號

(本書の大きさは國定規格A5判)



所 込 申	價 定
内閣印刷局發行課	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
電話九ノ内(23)三五二一九	(外國郵便に依る地) 要送料
振替東京一九〇〇番	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
全国各地官報販賣所	
東都書籍株式會社	
東京市神田區錦町一ノ三三	
振替東京九三九〇番	
最寄書店・驛賣店	

週報

昭和十二年十月八日印刷發行

編輯者 内閣情報部
東京市神田區永田町
内閣總理大臣官舎内
印刷者 内閣印刷局
東京市神田區大手町